

公立大学法人東北公益文科大学評価委員会共同設置規約

(設置)

第1条 山形県及び庄内広域行政組合（以下「関係団体」という。）は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の7第1項の規定により、公立大学法人東北公益文科大学について、地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）第11条第1項に規定する地方独立行政法人評価委員会を共同して設置する。

(名称)

第2条 前条の地方独立行政法人評価委員会の名称は、公立大学法人東北公益文科大学評価委員会（以下「委員会」という。）とする。

(執務場所)

第3条 委員会の執務場所は、山形県山形市松波二丁目8番1号山形県庁内とする。

(組織)

第4条 委員会は、委員6人以内で組織する。

(委員)

第5条 委員は、経営又は教育研究に関し学識経験を有する者のうちから、関係団体の長が協議により定めるものについて、山形県知事（以下「知事」という。）が任命する。

2 知事は、委員を解任する場合又はその退任について承認を与える場合においては、あらかじめ庄内広域行政組合理事長（以下「理事長」という。）と協議しなければならない。

(委員の任期)

第6条 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠又は増員により任命された委員の任期は、前任者又は現任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることを妨げない。

(委員長)

第7条 委員会に委員長を置き、委員の互選により定める。

2 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

3 委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、委員長があらかじめ指名する委員が、その職務を代理する。

(会議)

第8条 委員会の会議は、委員長が招集する。

2 委員長は、前項の会議の議長となる。

3 第1項の会議は、委員の過半数の出席がなければ、開くことができない。

4 委員会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(負担金)

第9条 委員会の事務の管理及び執行に要する費用は、関係団体が負担する。

2 前項の規定により関係団体が負担すべき額は、関係団体の長の協議により決定する。

3 庄内広域行政組合は、前項の規定による負担金を山形県に交付しなければならない。

4 前項に規定する負担金の交付の時期については、関係団体の長が協議して定める。

(予算)

第10条 委員会に関する予算は、山形県の一般会計の歳入歳出予算に計上するものとする。

(決算報告)

第11条 知事は、委員会に関する決算を山形県議会の認定に付したときは、当該決算を理事長に報告しなければならない。

(庶務)

第12条 委員会の庶務は、山形県総務部において行う。

(補則)

第13条 この規約に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、関係団体の長が協議して定める。

附 則

この規約は、関係団体の長が協議により定める日から施行する。